

令和７年度 匝瑳市地域包括支援センター事業計画（案）

〔匝瑳市地域包括支援センター及び匝瑳市西部地域包括支援センターに共通する事業〕

1 総合相談支援

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者にまつわる様々な相談に応じ、解決に向けた支援を行う。また、住民や関係機関に対し、相談窓口としての周知啓発を行う。
担当圏域（中央〔八日市場ホを除く〕、豊和、共興、平和、椿海、野田）

2 権利擁護

高齢者が地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活ができるよう専門的な視点から支援する。

- （１）高齢者虐待対応、高齢者虐待防止研修の開催
- （２）成年後見制度の活用支援
- （３）消費者被害の防止

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャーと地域の関係機関との連携・協力の体制づくり及び個々のケアマネジャーに対する支援等を行う。

- （１）ケアマネジャーからの相談に対応し、助言等を行う
- （２）ケアマネジャー向け研修や事例検討会等の開催〔重点取組〕
- （３）市内居宅介護支援事業所への巡回訪問相談会の実施

4 地域ケア会議の開催

医療・介護の専門職等や地域の支援者等による地域ケア会議を開催し、高齢者の課題解決を図るとともに地域課題を抽出する。〔重点取組〕

- （１）困難ケース会議（処遇困難ケースについて対応策を検討する会議）
- （２）自立支援型会議（ケアマネジャーが利用者本人の自立に資するケアプランを作成できるよう、地域の多職種からの助言を踏まえ、支援方針を検討する会議）

〔匝瑳市地域包括支援センターが主体的な役割を担う事業〕

5 認知症総合支援事業

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の理解の促進や地域で支え合う仕組みの構築を図る。

- (1) 認知症の相談機関としての周知啓発〔重点取組〕
- (2) 認知症サポーター養成講座の開催
- (3) 認知症ジュニアサポーター養成講座の開催（対象：小中学生）
- (4) 「認知症初期集中支援チーム」を活用した相談支援
- (5) 認知症サポーター活用促進事業「チームオレンジ」の設置及び取組み支援
- (6) 認知症地域支援推進員や認知症コーディネーター等と協働した認知症の人や家族を支えるための活動
- (7) オレンジファーム、認知症カフェ等の活動支援
- (8) 認知症の方の家族交流会の開催
- (9) 認知症セルフチェックソフトの運用及び周知
- (10) 認知症支援に係る多職種連携会議の開催

（参考）〔オレンジファームの様子〕



6 在宅医療・介護連携の推進

地域の在宅医療と介護サービスが一体的に提供される体制の構築を図る。

(1) 住民向けに介護保険制度や医療・介護サービスについての周知啓発〔重点取組〕

- ・在宅で受けられる医療・介護のサービスや看取りについて市民講座等の開催

(2) 在宅医療・介護連携推進会議の開催

7 一般介護予防事業

(1) 介護予防普及啓発事業

- ・『いきいき百歳体操』の普及啓発〔重点取組〕

新たに百歳体操に取り組む人や団体等の定着支援

- ・介護予防の普及啓発に資する講座・教室等の開催

(2) 地域介護予防活動支援事業

いきいき百歳体操の活動が定着するよう支援する。

(リハビリ専門職やその他医療職による巡回指導等)

(3) 地域リハビリテーション活動支援事業

- ・いきいき百歳体操実施団体等へのリハビリ職による指導及び出前講座の実施
- ・地域ケア会議におけるリハビリ職からの専門的助言
- ・介護予防事業全般に係るリハビリ職との意見交換会の実施

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業との連携

本事業の歯科衛生士や栄養士と連携し、高齢者が介護予防だけでなく、生活習慣病等の疾病の予防や重症化予防等が図れるように努める。



〔いきいき百歳体操ロゴ〕

8 短期集中予防型サービス（通所C）における市との協働〔重点取組〕

- ・利用者のケアマネジメント実施方法の検討
- ・リハビリテーション専門職との連携体制の構築
- ・評価と市へのフィードバック

9 基幹型地域包括支援センターとしての役割

- ・センター間の総合調整、統括機能
- ・委託型センターの後方支援
- ・センター職員の人材育成支援